

信託銀行のディスクロージャー

鯖田豊則（東京国際大学）

信託銀行は、主に信託業務を行う銀行であり、金融機関に属する業態である。その設立根拠は信託業法のほか、銀行法、および金融機関の信託銀行の兼営等に関する法律（いわゆる兼営法）に基づいている。したがって、銀行法 21 条のディスクロージャーを行うことになる。一般に、ディスクロージャー（情報開示）といえば、証券取引法に基づく財務諸表や、会社法に基づく事業報告や計算書類の作成・開示で、一定時点の会社の財政状態を表示する貸借対照表や一定期間の経営成績を表示する損益計算書が財務諸表ないし計算書類に含まれる。財務諸表は、有価証券報告書の経理の状況で開示されるが、証券取引所に上場している会社は、証券取引所の要請（上場時の契約）に基づき、決算短信のなかでも先に公開される。また、計算書類は、株主あて株主総会召集通知の添付書類として公開される。しかし銀行の場合は、これらの開示に加えて、1982 年に施行された銀行法で、ディスクロージャー規定が制定されたため、追加的開示を行うこととなったのである。当初は、主に銀行の運用状況の内容を開示する趣旨と解され、貸出や有価証券の運用など、資産運用状況が主に開示された。その後、金融自由化の進展のなか、バブル崩壊後の不良債権問題の発生もあいまって、銀行取引にあたり、各銀行の信頼度を判断する材料の提供としての位置づけもなされるようになった。しかしながら、銀行法上のディスクロージャーは、あくまで、銀行の固有資産の内容について開示を行うもので、顧客から預かった他人資産である信託財産につき、その管理・運用状況を開示することを目的とはしていない。ここに、信託銀行のディスクロージャーのあり方につき、検討する意義が生じる。ディスクロージャーは、対象先ごとに、①信託財産・委託者・受益者の利害関係人向け、②受託会社の監督官庁向け、③特別の法令の定めある先（裁判所等）、④受託会社の債権者・株主向け、⑤広く社会一般向けに区分できる。①は信託法の条文規定、④は、前述の有価証券報告書、短信、株主総会召集通知によるものなどが該当する。しかし、近年もっとも重要な開示は⑤の広く社会一般向けである。2007 年 2 月末の世界同時株安で、ヘッジファンドによる円借り取引残高の規模をめぐって、外国為替市場で円ドル相場が乱高下したことは記憶に新しい。ヘッジファンドのスキームとして信託のしくみも活用されている。個別ファンドの詳細な運用状況を開示する必要はないが、健全な金融資本市場の発展のためには、各種統計データの整備・開示が望ましいと思われ、これらの観点から、現状の各種開示状況の分析と開示のありかたにつき検討を行うこととする。